

令和 6 年 9 月定例月議会議案一覧

議案番号	件 名
報告 8	健全化判断比率の報告について
報告 9	放棄した債権の報告について
報告 10	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の専決処分）
議案 5 1	工事請負契約の締結について（国庫補助事業 公園施設改修工事）
議案 5 2	財産の買入れについて（ひまわりバス車両）
議案 5 3	市道の路線廃止について
議案 5 4	市道の路線認定について
議案 5 5	豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案 5 6	豊明市教育施設建設及び整備基金条例の一部改正について
議案 5 7	豊明市遺児手当支給条例の一部改正について
議案 5 8	豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
議案 5 9	豊明市国民健康保険条例の一部改正について
議案 6 0	豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について
議案 6 1	令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 4 号）について
議案 6 2	令和 6 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案 6 3	令和 6 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案 6 4	令和 6 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

報告第 8 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.78%	20.00%

令和5年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 6.33%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.78%	30.00%

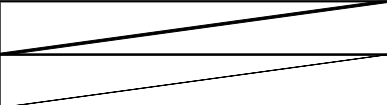
令和5年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 10.31%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

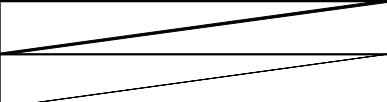
令和5年度における豊明市の実質公債費比率	1.0%
3カ年平均(令和3、4、5年度)の実質公債費比率は、1.0%です。	

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	
将来負担比率	350.0%	

令和5年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 61.0%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	
資金不足比率	20.0%	

令和5年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 水上太陽光発電事業特別会計は、16,150千円の剰余額、 下水道事業会計は、283,976千円の剰余額であり、資金不足は生じておりません。		

豊 監 第 1 6 5 号

令 和 6 年 8 月 6 日

豊明市長 小 浮 正 典 様

豊明市監査委員 井 上 新

豊明市監査委員 三 浦 桂



令和5年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
の規定により、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出
する。



令和5年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月6日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和6年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	令和5年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実 質 赤 字 比 率	—	12.78	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.78	30.00
③ 実質公債費比率	1.0	25.0	35.00
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

令和5年度決算における一般会計等の実質収支は950,454千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

令和5年度決算における連結実質収支は1,546,976千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

令和5年度実質公債費比率（令和3年度から令和5年度の3か年平均）は1.0%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

令和5年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

令和5年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月6日まで

第3 審査の主な着眼点及び方法

審査に当たっては、豊明市監査基準に準拠し令和6年度の豊明市監査計画に則って、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないかについて、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会 計 名	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも令和5年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業会計、水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

報告第 9 号

放棄した債権の報告について

豊明市債権管理条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、市の債権を別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

私債権等放棄調書

所管課 学校教育課

債権の名称	学校給食費
債権の金額及び件数	3 7 7, 5 4 7 円（5 件）
債権を放棄した理由	消滅時効に係る時効期間が満了し、私債権等放棄審査会において審査され、放棄妥当と決定したため。 （豊明市債権管理条例第 1 3 条第 1 項第 1 号該当）

報告第 1 0 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第4号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

令和6年8月2日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金86,790円
- 2 原因 融雪剤による負傷事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 令和6年1月28日 午後4時頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市農村環境改善センター正面出入口階段
 - (3) 事故の経過 令和6年1月24日に撒いた融雪剤により、来館者を転倒、負傷させたもの
 - (4) 相手方の損傷 尾骨骨折、骨盤挫傷
 - (5) 過失割合 豊明市70%、相手方30%

議案第 5 1 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 国庫補助事業 公園施設改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 豊明市三崎町三崎地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 三崎水辺公園の遊戯施設、園路広場及び管理施設等の大規模改修を行う。 |
| 4 請負契約金額 | 2 1 7 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 請 負 契 約 者 | 豊明市新田町子持松 1 4 番地 1 6
株式会社山本工務店 豊明営業所
所長 片嶋 博文 |
| 6 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札（事後審査型） |

説 明

この案を提出するのは、三崎水辺公園における利用者サービス向上のため必要があるからである。

議案第 5 2 号

財産の買入れについて

下記のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | ひまわりバス車両 |
| 2 | 納 入 場 所 | 市が指定するところ |
| 3 | 数 量 | 1 台 |
| 4 | 買 入 金 額 | 2 4 , 0 9 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買 入 先 | 名古屋市瑞穂区神穂町 7 番 1 号
愛知日野自動車株式会社
代表取締役 川村 保憲 |
| 6 | 契約の方法 | 随意契約 |

説 明

この案を提出するのは、ひまわりバス車両を買い入れるため必要があるからである。

議案第 5 3 号

市道の路線廃止について

道路法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止するものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

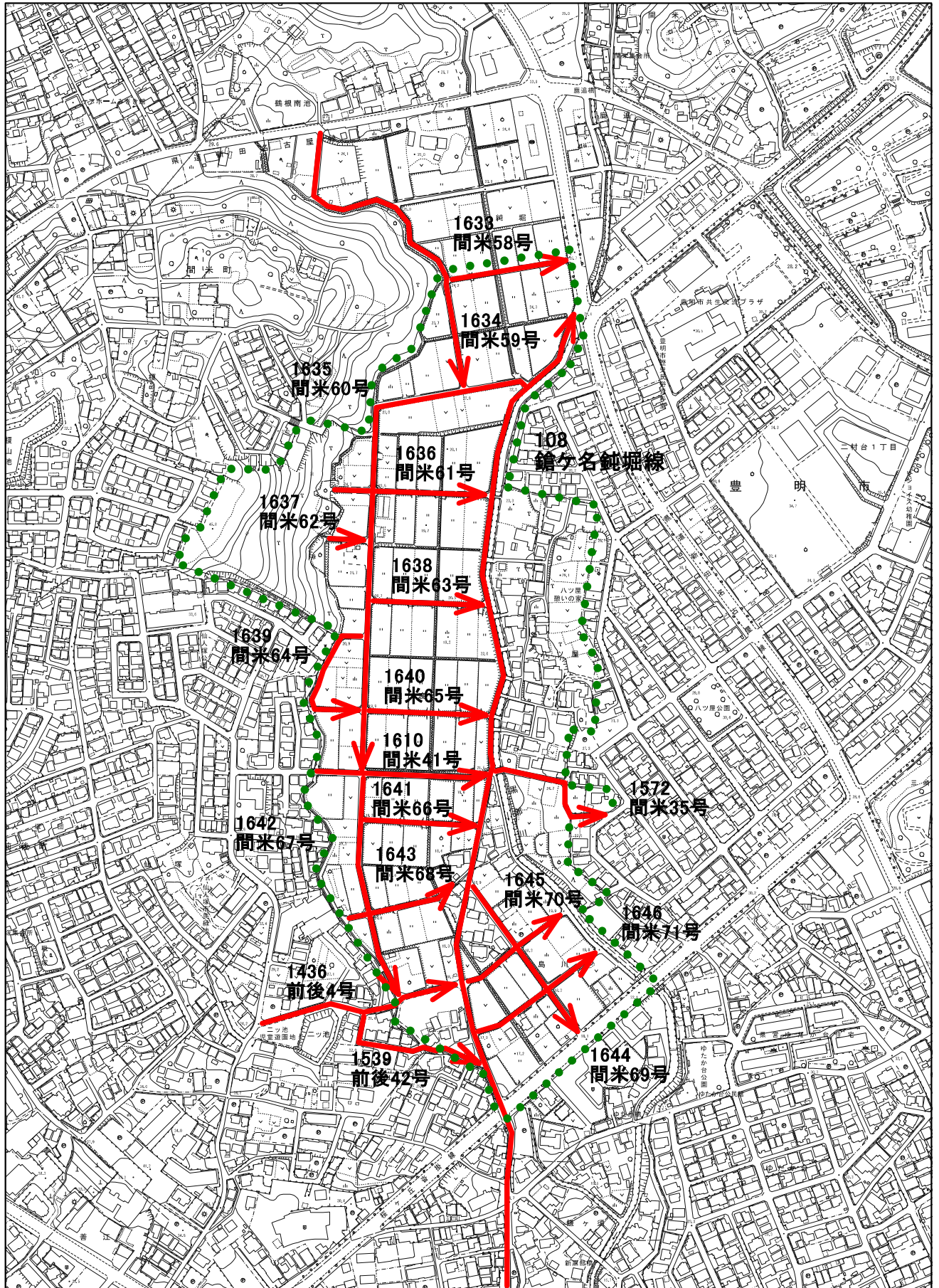
路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
1 0 8	鎗ヶ名純堀線	豊明市前後町鎗ヶ名 1 8 7 5 番地の 1 地 先	豊明市間米町純堀 9 6 4 番地の 1 地先	附図 1 附図 2
1 4 3 6	前後 4 号	豊明市前後町仙人塚 1 7 5 3 番地の 2 2 地先	豊明市間米町島川 7 4 5 番地先	附図 1
1 5 3 9	前後 4 2 号	豊明市前後町仙人塚 1 7 5 7 番地の 6 地 先	豊明市間米町島川 7 4 2 番地の 1 地先	附図 1
1 5 7 2	間米 3 5 号	豊明市間米町八ツ屋 6 6 0 番地先	豊明市間米町八ツ屋 6 7 0 番地の 1 地先	附図 1
1 6 1 0	間米 4 1 号	豊明市間米町廻渡 1 9 3 6 番地先	豊明市間米町廻渡 1 9 4 7 番 2 地先	附図 1
1 6 3 3	間米 5 8 号	豊明市間米町純堀 1 8 2 8 番地先	豊明市間米町純堀 1 8 1 9 番地先	附図 1
1 6 3 4	間米 5 9 号	豊明市間米町榎山 1 7 0 5 番地先	豊明市間米町純堀 1 8 4 3 番地先	附図 1

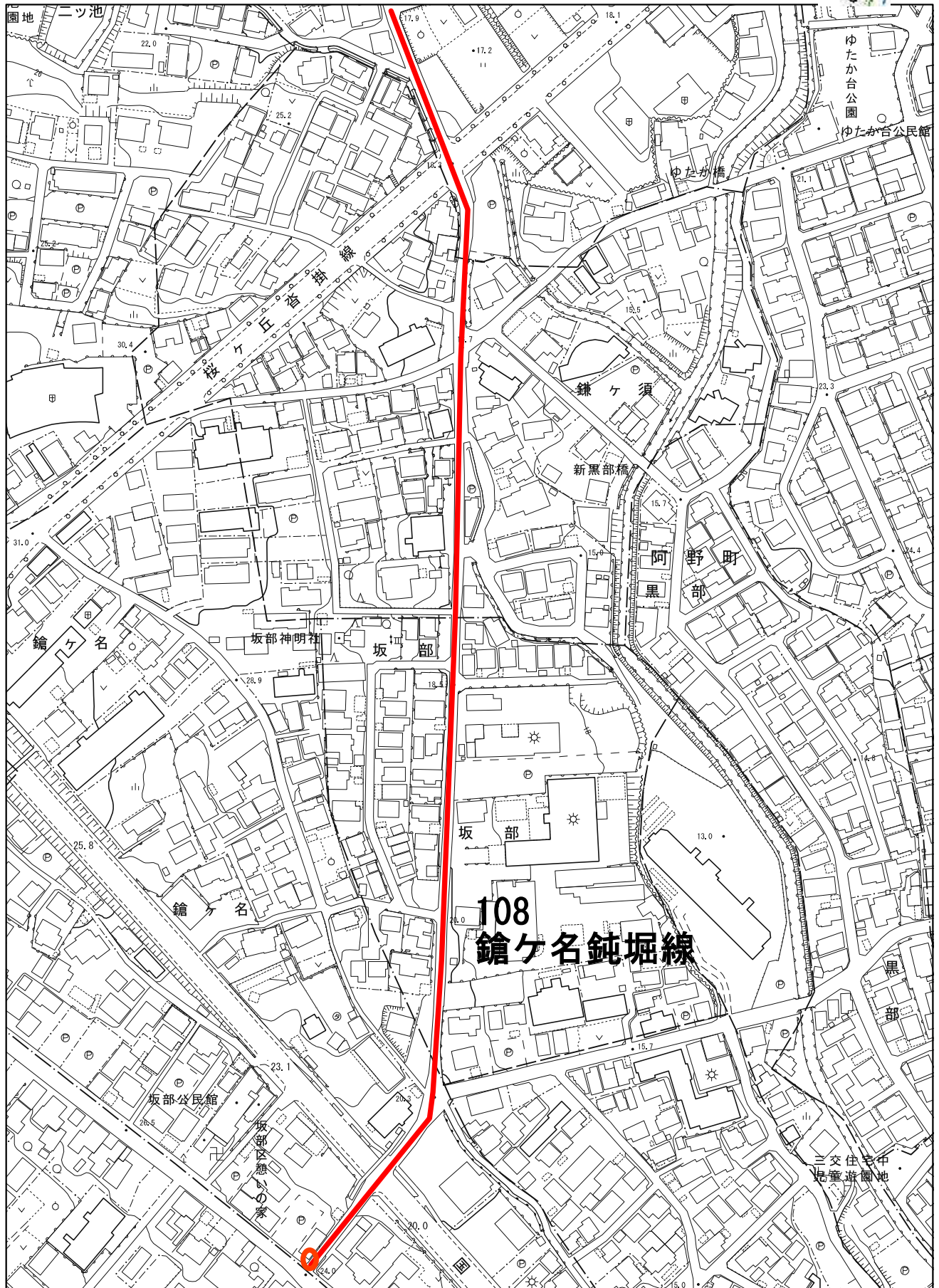
1 6 3 5	間米 6 0 号	豊明市間米町純堀 1 8 5 2 番地先 豊明市間米町廻渡 1 9 3 8 番地先	附図 1
1 6 3 6	間米 6 1 号	豊明市間米町純堀 1 8 6 0 番地先 豊明市間米町廻渡 1 9 0 9 番地先	附図 1
1 6 3 7	間米 6 2 号	豊明市間米町廻渡 1 9 1 8 番地先 豊明市間米町廻渡 1 9 1 5 番地先	附図 1
1 6 3 8	間米 6 3 号	豊明市間米町廻渡 1 9 1 4 番地先 豊明市間米町廻渡 1 9 2 6 番地先	附図 1
1 6 3 9	間米 6 4 号	豊明市間米町廻渡 1 9 3 4 番地先 豊明市間米町廻渡 1 9 3 7 番地先	附図 1
1 6 4 0	間米 6 5 号	豊明市間米町廻渡 1 9 3 3 番 3 地先 豊明市間米町廻渡 1 9 4 6 番地先	附図 1
1 6 4 1	間米 6 6 号	豊明市間米町廻渡 1 9 5 3 番地先 豊明市間米町廻渡 1 9 6 4 番地先	附図 1
1 6 4 2	間米 6 7 号	豊明市間米町廻渡 1 9 5 4 番地先 豊明市間米町島川 2 1 2 6 番地先	附図 1
1 6 4 3	間米 6 8 号	豊明市間米町廻渡 1 9 7 0 番 1 地先 豊明市間米町廻渡 1 9 6 5 番地先	附図 1
1 6 4 4	間米 6 9 号	豊明市間米町島川 2 1 1 2 番地先 豊明市間米町島川 2 1 3 7 番地先	附図 1
1 6 4 5	間米 7 0 号	豊明市間米町島川 2 1 2 3 番 1 地先 豊明市間米町島川 2 1 3 1 番地先	附図 1
1 6 4 6	間米 7 1 号	豊明市間米町島川 2 1 2 7 番地先 豊明市間米町島川 2 1 3 3 番地先	附図 1
2 1 0 4	沓掛南 6 8 号	豊明市沓掛町掛下 1 7 番地先 豊明市沓掛町掛下 1 2 番地先	附図 3
2 1 0 5	沓掛南 6 9 号	豊明市沓掛町掛下 4 番地先 豊明市沓掛町掛下 1 0 番地先	附図 3

説 明

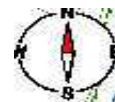
この案を提出するのは、土地区画整理等により市道を廃止する必要があるからである。

附図 1





附图 3



議案第 5 4 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定するものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

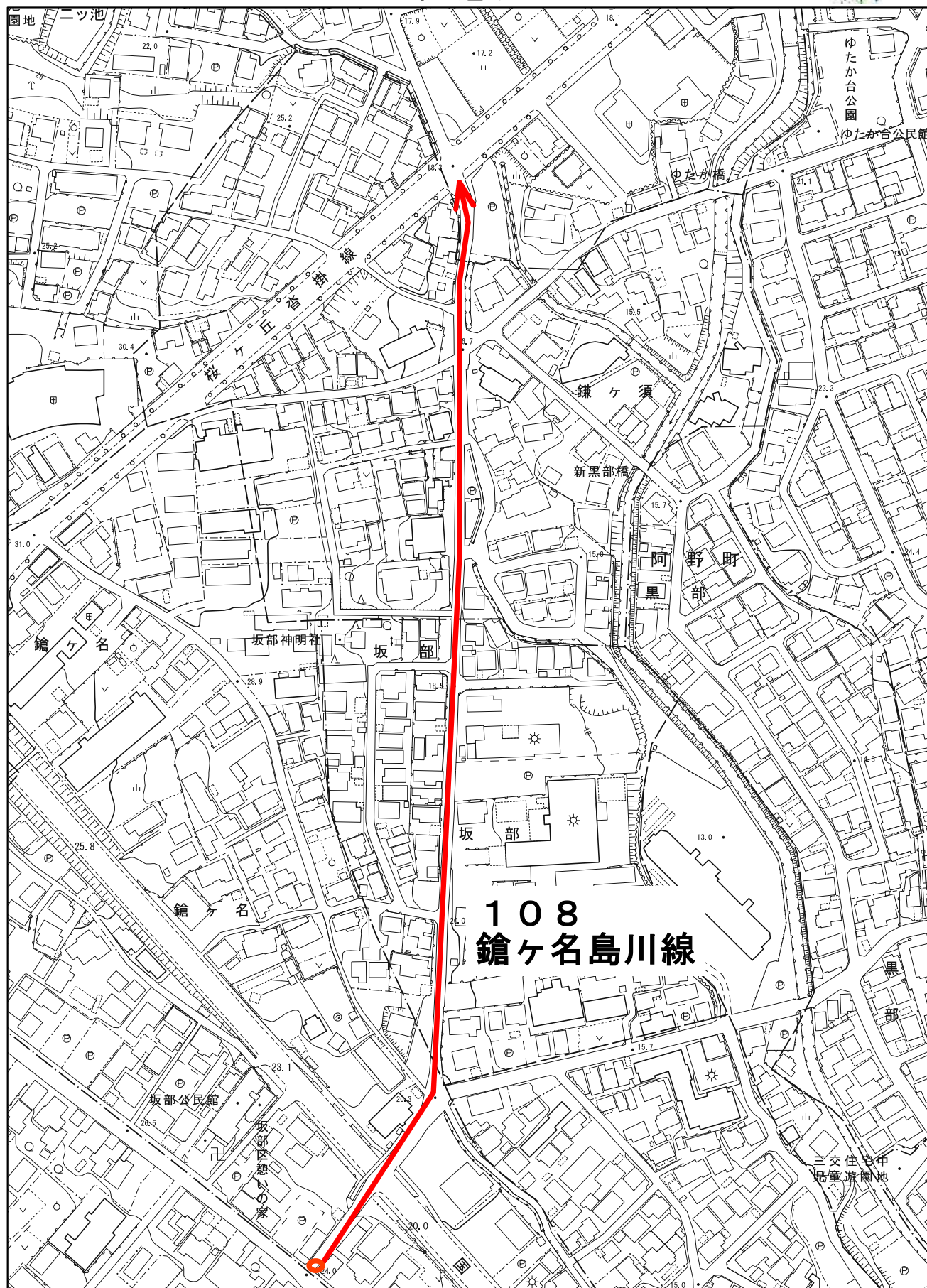
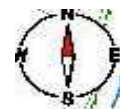
記

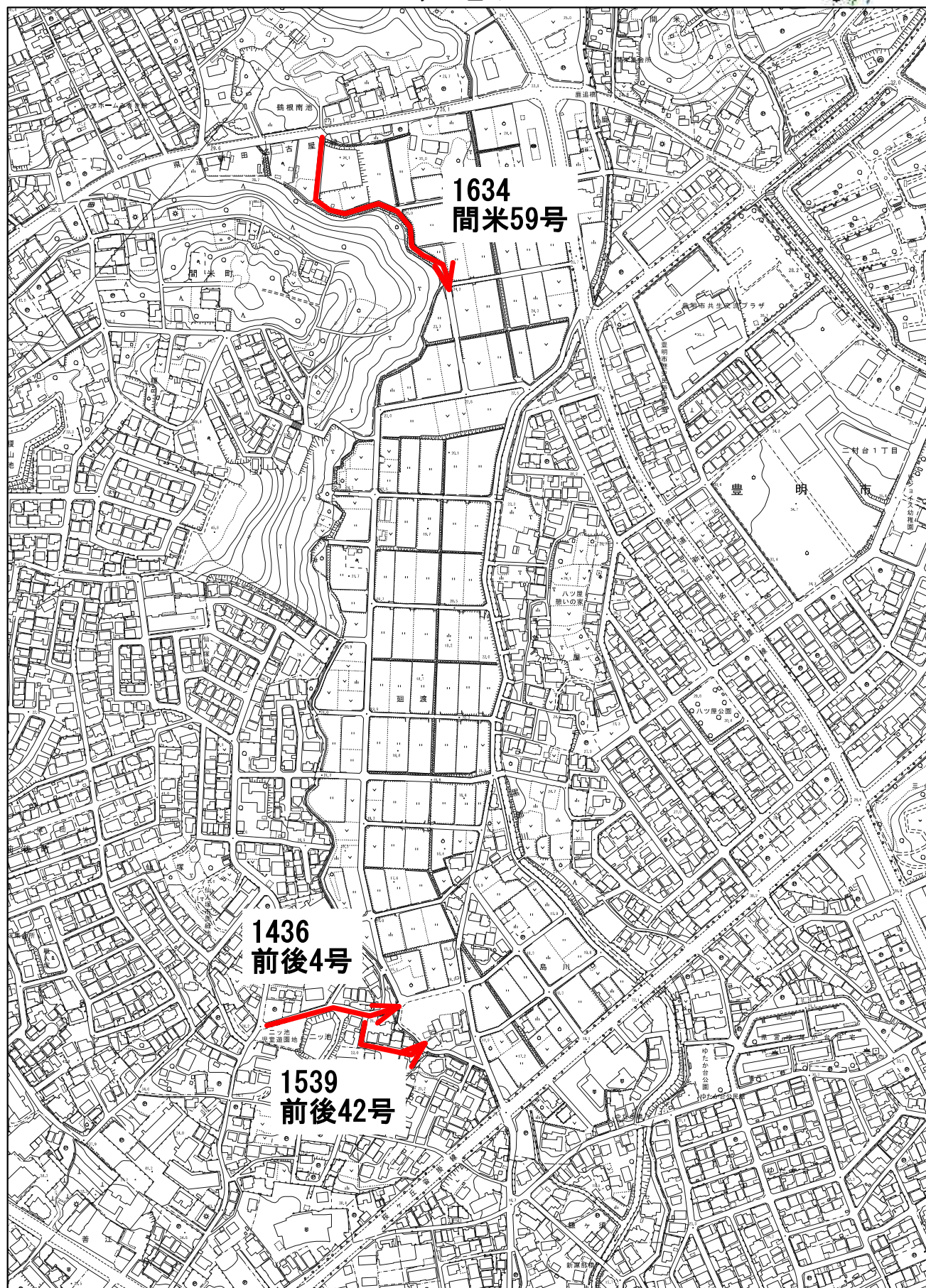
路線番号	路線名	起 終	点 点	摘 要
1 0 8	鎗ヶ名島川線	豊明市前後町鎗ヶ名 1 8 7 5 番 1 地先 豊明市間米町島川 2 1 4 5 番地先		附図 1
1 4 3 6	前後 4 号	豊明市前後町仙人塚 1 7 5 3 番 6 7 地先 豊明市前後町仙人塚 1 7 5 7 番 6 地先		附図 2
1 5 3 9	前後 4 2 号	豊明市前後町仙人塚 1 7 5 7 番 6 地先 豊明市前後町鎌ヶ須 1 7 8 1 番 5 地先		附図 2
1 6 3 4	間米 5 9 号	豊明市間米町榎山 1 7 0 5 番地先 豊明市間米町純堀 1 8 2 8 番地先		附図 2

説 明

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからである。

附図 1





議案第 5 5 号

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、生活保護法の改正により「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」に改められたことに伴い必要があるからである。

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊明市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年豊明市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

豊明市教育施設建設及び整備基金条例の一部改正について

豊明市教育施設建設及び整備基金条例（昭和 47 年豊明市条例第 41 号）の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、教育事業にも基金充当を可能とするため必要があるからである。

豊明市教育施設建設及び整備基金条例の一部を改正する条例

豊明市教育施設建設及び整備基金条例（昭和４７年豊明市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊明市教育基金条例

第１条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「豊明市教育施設建設及び整備基金について定めるものとする」を「教育の推進のため、豊明市教育基金（以下「基金」という。）を設置する」に改める。

第２条を削る。

第３条中「毎年度２，０００万円以上」を「毎会計年度の豊明市一般会計歳入歳出予算で計上する額」に改め、同条を第２条とし、第４条を第３条とする。

第５条中「教育施設建設及び整備」を「教育事業及び教育施設整備」に改め、同条を第４条とする。

第６条中「豊明市一般会計予算」を「豊明市一般会計歳入歳出予算」に、「この基金に編入する」を「教育の推進を図るための財源に充てる」に改め、同条を第５条とし、第７条を第６条とし、第８条を第７条とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 5 7 号

豊明市遺児手当支給条例の一部改正について

豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」のうち、児童扶養手当法において所得制限限度額の引上げ等の一部改正がなされ、同年 1 1 月 1 日に施行予定のため、同法の規定を準用する市遺児手当支給条例について所要の改正を行う必要があるからである。

豊明市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

豊明市遺児手当支給条例（平成４年豊明市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削り、同条第３項各号列記以外の部分中「第１項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条に次の２項を加える。

４ 第１項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

（１） 父又は母の前年の所得（１月から１０月までの手当については、前々年の所得とする。以下「前年の所得」という。）に児童扶養手当法施行令（昭和３６年政令第４０５号。以下「政令」という。）第２条の４第６項に定める額を加えた額が同条第２項に定める額以上に該当するとき。

（２） 養育者の前年の所得が政令第２条の４第２項に定める額以上に該当するとき。

（３） 父若しくは母の配偶者の前年の所得又は父若しくは母の民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が政令第２条の４第８項に定める額以上に該当するとき。

５ 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）に規定する児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその計算方法の例による。

附 則

この条例は、令和６年１１月１日から施行する。

議案第 58 号

豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を
別添のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、放課後児童クラブの育成時間及び利用料金を変更する
ため必要があるからである。

豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２７年豊明市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「午後６時３０分」を「午後７時」に改め、同項第２号中「土曜日」の次に「及び豊明市立小中学校管理規則（昭和４７年豊明市教育委員会規則第６号）第３条に規定する夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日」を加え、「午前８時から午後５時まで」を「午前７時３０分から午後７時まで」に改め、同項第３号を削る。

第８条第２項中「月額３，０００円（８月に限り５，０００円）」を「別表のとおり」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第８条関係）

利用区分		単位	利用料金
通常利用	８月を除く各月	月額	４，０００円
	８月	月額	６，０００円
長期休業期間のみの利用	春季休業期間（４月）	期間額	２，０００円
	夏季休業期間	期間額	８，０００円
	冬季休業期間	期間額	４，０００円
	春季休業期間（３月）	期間額	２，０００円

備考

夏季休業期間、冬季休業期間、春季休業期間とは、それぞれ豊明市立小中学校管理規則（昭和４７年豊明市教育委員会規則第６号）第３条に規定する夏季休業日、冬季休業日並びに春季休業日の期間をいう。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（準備行為）

第２条 この条例に規定する育成事業の実施に関し必要な手続きその他の準備

行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 59 号

豊明市国民健康保険条例の一部改正について

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い改正する必要があるからである。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険条例（昭和４７年豊明市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「第９項」を「第５項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な
基準を定める条例の一部改正について

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正により地域包括支援
センターの人員配置基準が緩和されたことに伴い、必要があるからである。

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例

豊明市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例(平成26年豊明市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「員数」の次に「(運営部会が第1号被保険者の数及び地域
包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換
算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援
センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地
域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)
によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第2項表以外の部
分中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に
次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営部会が地域包括支援センターの効果的な運
営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を
1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,
000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を
当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の
地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合
において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の
員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 6 1 号

令和 6 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 4 号）

議案第 6 1 号

令和 6 年度豊明市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度豊明市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 9 , 1 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 , 8 6 4 , 7 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千円

[illegible]

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,972,526	53,432	4,025,958
	1 総務管理費	2,895,326	53,432	2,948,758
3 民生費		11,463,951	67,701	11,531,652
	1 社会福祉費	5,880,546	62,555	5,943,101
	2 児童福祉費	4,793,117	3,166	4,796,283
	3 生活保護費	761,174	1,980	763,154
4 衛生費		2,094,230	500	2,094,730
	1 保健衛生費	946,538	500	947,038
6 農林水産業費		316,446	1,295	317,741
	1 農業費	316,429	1,295	317,724
8 土木費		2,606,924	5,244	2,612,168
	2 道路橋梁費	555,717	0	555,717
	4 都市計画費	1,836,547	5,244	1,841,791
10 教育費		2,573,949	1,000	2,574,949
	1 教育総務費	864,305	1,000	865,305
歳 出 合 計		25,735,596	129,172	25,864,768

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共施設管理事業	千円 33,550

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
乗合交通事業	令和7年度から 令和9年度まで	千円 52,811
循環バス運行負担事業	令和7年度から 令和9年度まで	256,248
自治体情報システム標準化対応業務事業	令和7年度	267,553
介護施設等整備補助事業	令和7年度	124,912
放課後児童対策委託事業	令和7年度から 令和11年度まで	712,775

変 更

事 項	変更前	変更後
自治体情報システム標準化移行業務事業	千円 408,396	千円 469,529

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
陶芸の館屋上防水改修事業	千円 4,400	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合に より償還年限を短縮し、もし くは繰上償還又は低利債に借 換えすることができる。
大久伝二村台線改良事業	20,700			
大根若王子線改良事業	6,300			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 53, 800	証書借入 又は 証券発行	4. 0% 以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合に より償還年限を短縮し、もし くは繰上償還又は低利債に借 換えすることができる。
ひまわり児童館改修事業	66, 900			
間米南部土地区画整理事業	371, 200			
臨時財政対策債	40, 000			
起 債 の 目 的	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業	千円 96, 700	証書借入 又は 証券発行	4. 0% 以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府・県・その他の金融機関 については、その融資条件に よる。ただし、財政の都合に より償還年限を短縮し、もし くは繰上償還又は低利債に借 換えすることができる。
ひまわり児童館改修事業	82, 800			
間米南部土地区画整理事業	382, 400			
臨時財政対策債	69, 400			

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	196,983	3,365	200,348
5. 土木費国庫補助金	488,351	7,062	495,413
計	791,703	10,427	802,130

15 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	493,767	48,105	541,872
7. 土木費県補助金	19,554	686	20,240
計	677,706	48,791	726,497

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 児童福祉費補助金	2,375	母子自立支援事業費補助金 2,375 増
5. 生活保護費補助金	990	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 990 増
2. 都市計画費補助金	7,062	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 1,372 増 都市構造再編集集中支援事業費補助金 5,690 増

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 老人福祉費補助金	48,105	介護施設等整備事業費補助金 48,105
1. 都市計画費補助金	686	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 686 増

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,372,950	-60,846	1,312,104
計	2,032,234	-60,846	1,971,388

21 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務債	184,800	63,200	248,000
3. 土木債	442,700	38,200	480,900
4. 臨時財政対策債	40,000	29,400	69,400
計	727,800	130,800	858,600

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	-60,846	財政調整基金繰入金 60,846 減

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 学校施設改修事業債	42,900	学校施設改修事業 42,900 増
3. 児童館改修事業	15,900	ひまわり児童館改修事業 15,900 増
5. 陶芸の館屋上防水改修事業	4,400	陶芸の館屋上防水改修事業 4,400
2. 市街地開発事業債	11,200	間米南部土地区画整理事業 11,200 増
4. 街路事業債	27,000	大久伝二村台線改良事業 20,700 大根若王子線改良事業 6,300
1. 臨時財政対策債	29,400	臨時財政対策債 29,400 増

歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	735,991	49,929	785,920	11. 役務費 手数料	693 693
				12. 委託料	44,055
				14. 工事請負費	4,961
				21. 補償、補填及び 賠償金	220
12. 電算管理費	184,496	3,503	187,999	12. 委託料	3,503
計	2,895,326	53,432	2,948,758		

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	653,089	12,697	665,786	11. 役務費 通信運搬費	97 97
				12. 委託料	12,600
2. 老人福祉費	1,082,831	49,427	1,132,258	18. 負担金、補助及 び交付金	48,105
				27. 繰出金	1,322

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 公共施設管理事業	49,929		63,200		-13,271	手数料 693 増 小中学校屋内運動場等空 33,550 調設備設置工事設計業務委託料 小学校トイレ改修工事設 10,505 計業務委託料 陶芸の館屋上防水改修工 4,961 事費 旧沓掛保育園・旧どんぐり 220 り学園園舎解体工事補償費
計	49,929		63,200		-13,271	
1 電算管理事業	3,503				3,503	電算関係委託料 3,503 増
計	3,503				3,503	
	53,432		63,200		-9,768	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	12,697				12,697	通信運搬費 97 増 生活困窮者緊急生活支援 12,600 事業委託料
計	12,697				12,697	
1 老人福祉事業	48,105	48,105				介護施設等整備事業費補 48,105 助金

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(老人福祉費)					
3. 心身障害者福祉費	2, 133, 645	431	2, 134, 076	1. 報酬	424
				8. 旅費	7
計	5, 880, 546	62, 555	5, 943, 101		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	1, 767, 218	3, 166	1, 770, 384	19. 扶助費	3, 166
計	4, 793, 117	3, 166	4, 796, 283		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 生活保護総務費	41, 042	1, 980	43, 022	12. 委託料	1, 980

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
9 介護保険特別会計繰出事業	1,322				1,322	事務費繰出金1,322 増
計	49,427	48,105			1,322	
3 心身障害者事務事業	431				431	障害者福祉事務424 増 会計年度任用職員費用弁償7 増
計	431				431	
	62,555	48,105			14,450	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	3,166	2,375			791	ひとり親家庭等自立支援 3,166 増 給付金
計	3,166	2,375			791	
	3,166	2,375			791	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 生活保護事業	1,980	990			990	電算関係委託料 1,980

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	761, 174	1, 980	763, 154		

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5. 保健センター 運営費	10, 021	500	10, 521	10. 需用費	500
				修繕料	500
計	946, 538	500	947, 038		

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 農業振興費	14, 096	1, 295	15, 391	18. 負担金、補助及 び交付金	1, 295
計	316, 429	1, 295	317, 724		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	1,980	990			990	
	1,980	990			990	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 保健センター運営事業	500				500	修繕料 500 増
計	500				500	
	500				500	

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業振興事業	1,295				1,295	病虫害難防除対策費補助 1,295 増金
計	1,295				1,295	
	1,295				1,295	

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	351,919	0	351,919		
2. 道路新設改良 費	173,304	0	173,304		
計	555,717	0	555,717		

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務 費	138,694	2,744	141,438	12. 委託料	944
				18. 負担金、補助及 び交付金	1,800
2. 市街地開発費	771,681	0	771,681		
4. 公園事業費	305,793	2,500	308,293	14. 工事請負費	2,500
計	1,836,547	5,244	1,841,791		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事業	0		27, 000		-27, 000	財源振替
1 道路新設改良事業	0	18, 090			-18, 090	財源振替
	0	18, 090	27, 000		-45, 090	

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 都市計画事務事業	2,744	2,058			686	木造住宅耐震診断委託料 944 増 住宅・建築物安全ストック 1,800 増 ク形成事業補助金
計	2,744	2,058			686	
1 市街地開発事業	0	-12,400	11,200		1,200	財源振替
2 公園施設改修事業	2,500				2,500	公園施設改修工事費 2,500 増
計	2,500				2,500	
	5,244	-10,342	11,200		4,386	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 教育振興費	717,360	1,000	718,360	18. 負担金、補助及 び交付金	1,000
計	864,305	1,000	865,305		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 教育振興補助事業	1,000				1,000	私立高等学校等就学助成 1,000金
計	1,000				1,000	
	1,000				1,000	

議案第 6 2 号

令和 6 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 6 2 号

令和 6 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 2 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 0 4 4, 2 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歲入

單位：千円

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自治体情報システム標準化対応業務事業	令和7年度	千円 24,689

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

2 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	5,225	5,225
計	1	5,225	5,226

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	5,225	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 5,225

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	80,845	5,225	86,070	12. 委託料	5,225
計	81,294	5,225	86,519		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 一般管理事務事業	5,225	5,225				電算関係委託料 5,225 増
計	5,225	5,225				
	5,225	5,225				

議案第 6 3 号

令和 6 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 6 3 号

令和 6 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 2 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 6 0 4, 6 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

[illegible]

歲出

単位：千円

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自治体情報システム標準化対応業務事業	令和7年度	千円 9,680

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
4. その他一般会計繰入金	159,110	1,322	160,432
計	884,687	1,322	886,009

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 事務費繰入金	1,322	事務費繰入金 1,322 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 認定調査等費	34,918	1,322	36,240	1. 報酬	1,160
				3. 職員手当等	138
				8. 旅費	24
計	45,583	1,322	46,905		

単位：千円

事 業	金 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 認定調査等 事業	1,322			1,322		要介護認定調査業務 1,160 増 会計年度任用職員期末手当 75 増 会計年度任用職員勤勉手当 63 増 会計年度任用職員費用弁償 24 増
計	1,322			1,322		
	1,322			1,322		

議案第 6 4 号

令和 6 年度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 6 4 号

令和 6 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自治体情報システム標準化対応業務事業	令和 7 年度	千円 2,750